

一般廃棄物処理施設維持管理記録簿【長峰最終処分場】

令和 8 年度

1. 埋立てた一般廃棄物の種類及び数量

[規4条の5の2第4号イ、規4条の7第4号イ]

[illegible]

2. 施設の点検

[規4条の5の2第4号ロ、ハ、ヘ、ト、チ 規4条の7第4号ロ、ハ、ヘ、ト、チ]

[illegible]

3. 水質検査の実施状況 (採水地点は、別紙 採取地点 参照)

[規4条の5の2第4号ニ及びホ、規4条の7第4号ニ及びホ]

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地下水の水質検査 ※詳細別紙1	採取を行った日	4月22日											
	結果が得られた日	5月8日											
	検査結果	良											
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日											
		措置の内容											
地下水のダイオキシン類 検査 (1回/年) ※詳細別紙1	採取を行った日												
	結果が得られた日												
	検査結果												
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日											
		措置の内容											
放流水の水質検査 ※詳細別紙2	採取を行った日	4月22日											
	結果が得られた日	5月8日											
	検査結果	良											
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日											
		措置の内容											
放流水のダイオキシン 類検査 (1回/年) ※詳細別紙2	採取を行った日												
	結果が得られた日												
	検査結果												
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日											
		措置の内容											

4. 最終処分場残余容量

[規4条の5の2第4号リ、規4条の7第4号リ]

測定日	平成11年3月
残余容量 (m³)	埋立終了

別紙 1

1 地下水の水質検査結果

令和 8 年度

[illegible]

別紙 1

1 地下水の水質検査結果

	項 目	基 準 値	測定頻度	測定場所	検 査 結 果											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ	年 1 回	上流												
				下流												
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
18	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
19	チウラム	0.006mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
20	シマジン	0.003mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
21	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
22	ベンゼン	0.01mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
23	セレン	0.01mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
24	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
25	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
26	ダイオキシン類	1pg-TEQ以下	〃	上流												
				下流												
27	電気伝導率 (単位；μ S/cm)	— μ S/cm	月 1 回	上流	337											
				下流	123											
28	塩化物イオン濃度 (単位；mg/ℓ)	— mg/ℓ	〃	上流	24											
				下流	7											

備考 この表に掲げる数値の検定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法によるものとする。

「不検出」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

別紙 2

2 放流水の水質検査結果

[illegible]

別紙 2

2 放流水の水質検査結果

[illegible]

別紙 2

2 放流水の水質検査結果

	項 目	基 準 値	測定頻度	検査結果											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
39	ベンゼン	0.1mg/ℓ	年 1 回												
40	セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ	〃												
41	1， 4－ジオキサン	0.5mg/ℓ	〃												
42	ほう素及びその化合物	50mg/ℓ	〃												
43	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/ℓ	〃												
44	ダイオキシン類	10pg-TEQ以下	〃												

備考 この表に掲げる数値の検定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法によるものとする。

「不検出」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。